

(案)

第1章

計画の概要

1 計画策定の背景及び趣旨

近年、少子高齢化や核家族化の進行によりライフスタイルや価値観のニーズが多様化するなど、我が国の子どもたちを取り巻く社会環境には大きな変化がもたらされています。また、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化に関する問題は依然として解決すべき課題となっています。自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も顕在化しています。

こうした状況の中、国は平成24年に幼稚園・保育所の新たな給付の仕組みや認定こども園法の改正等を盛り込んだ、子ども・子育て関連3法を制定し、平成27年度から新たな制度のもと、全ての家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実が図られ、令和元年（2019年）10月には幼児教育・保育の無償化が実現されました。また、令和5年4月には、「子ども・子育て支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子ども・若者育成支援推進法」等を包含する基本法として、こども基本法を施行しました。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という）の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものとしています。また、同じく令和5年4月に、子どもの健やかな成長及び子どものある家庭の子育てに対する総合的な支援、子どもの権利利益の擁護に関する事務等を行う機関としての「こども家庭庁」が発足しました。加えて、令和5年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

山北町では子育てがしやすい社会、そして、子どもが安心して暮らせる町を実現するため、次世代育成支援行動計画を継承した子ども・子育て支援事業計画を平成27年度から令和元年度、令和2年度から令和6年度の2期にわたって推進し、子ども及び子どもを養育している方に必要な支援を行ってきました。本計画は、「第2期山北町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了することに伴い、次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法等に基づいた、「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。また、本計画を包含する「こども基本法」の理念を踏まえ、子ども・子育ての施策を推進していきます。

2 計画の位置付け

(1) 法的位置づけ

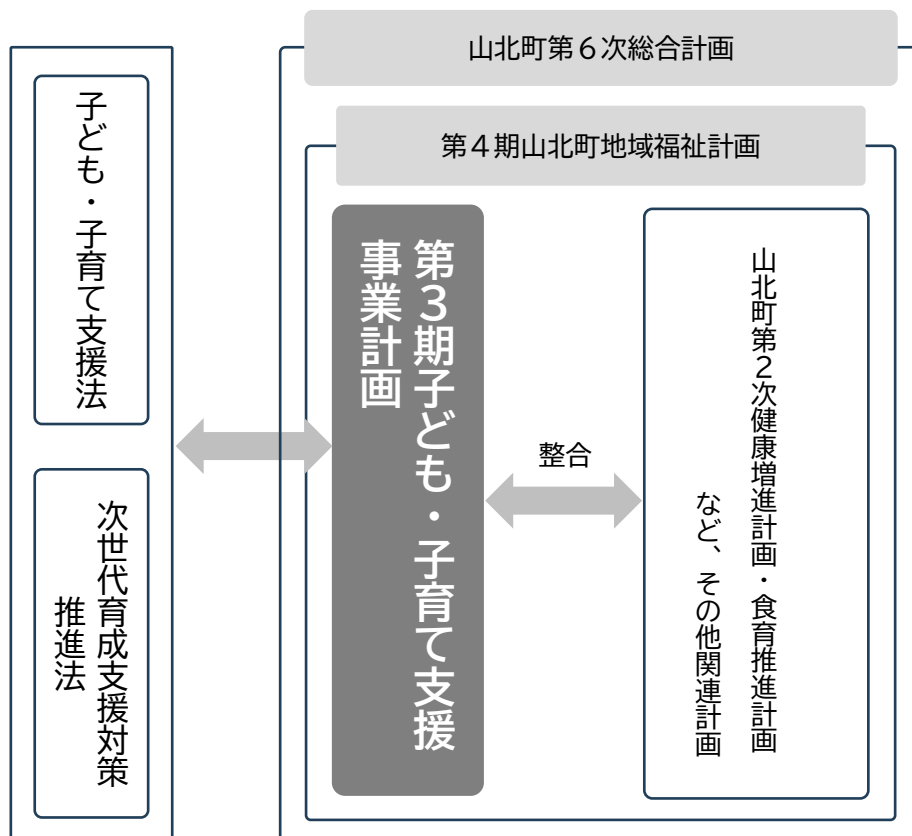
「第3期子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」に掲げられる基本理念（第2条）と、市町村の責務（第3条第1項）を踏まえ、同法第61条第1項に計画策定の根拠が規定されており、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」も一体的に策定するものとします。

また、同法第77条に基づき、条例により設置している「山北町子ども・子育て会議」で委員の意見を聴取して策定します。

(2) 関連計画との関係

「第3期子ども・子育て支援事業計画」は、町における最上位計画である「山北町第6次総合計画」において、子育て支援の総合的推進に関する事項として重要な位置付けがされており、第4期山北町地域福祉計画や山北町障害者計画等、関連する諸計画と連携・調和を図り、適切に施策を推進していきます。

今般策定する「第3期子ども・子育て支援事業計画」は、「第2期山北町子ども・子育て支援事業計画」同様、「山北町次世代育成支援行動計画」の内容を継承及び反映させた一体のものとし、切れ目のない子ども・子育て支援を推進するものとします。



3 計画の期間

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、令和7年度を初年度とし、令和11年度までの5年間を、第3期計画期間として策定します。

計画期間

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
策定	第3期子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制

(1) 町民ニーズ調査の実施

本計画の策定に伴い、教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望を把握し、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の“量の見込み”を算出するため、「山北町 子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施します。

① 調査対象者と回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	●通	●通	●%
小学校就学児童の保護者	●通	●通	●%

② 調査期間

令和6年7月16日～令和6年7月31日（予定）

(2) 子ども・子育て支援会議による審議

町における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による町民、学識経験者、子育て関連事業従事者等で構成する「山北町子ども・子育て会議」を条例により設置し、計画の内容等の審議を行います。